

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (法制文書課)	29
○土地改良法による国営換地計画の決定…………… (農業施設管理課)	29
○土地改良法による道営換地計画の決定…………… (農業施設管理課)	29
○土地改良法による道営換地処分 (2件)…………… (農業施設管理課)	30
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	30
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	30
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (維持管理防災課)	30
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	31
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	31
○平成31年度、平成32年度及び平成33年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正…………… (財務指導課)	31
○令和元年度、令和2年度及び令和3年度において競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (財務指導課)	31
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… (調達課)	35
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)……………	35
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	37
道立近代美術館告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	38
○特定調達契約に係る入札の公告……………	38
道人事委員会規則	
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	40
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	40

告 示

北海道告示第745号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道立文書館移転業務 一式
- 2 落札を決定した日
令和元年10月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本通運株式会社
(2) 住 所 東京都港区東新橋1丁目9番3号
- 4 落札金額
48,700,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年9月13日付け北海道告示第608号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部法務・法人局法制文書課文書館 (北海道立文書館)
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁旧本庁舎 (赤れんが庁舎)

北海道告示第746号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により、妹背牛町妹背牛地区1工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年11月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第747号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により、比布町比布中央第1地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和元年11月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、奈井江町巖島南地区の換地処分をした。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、厚真町豊沢地区の換地処分をした。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第750号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 三笠市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 三笠市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

三笠市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 旭川幌加内線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	旭川市江丹別町拓北国有林上川中部森林管理署131林班へ小班地先から 同市江丹別町拓北国有林上川中部森林管理署131林班ち小班まで	令和元.11.12
道道 遠軽安国線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	紋別郡遠軽町豊里437番1地先から 同郡遠軽町豊里438番1地先まで	同

北海道告示第752号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

1 河川の名称	一級河川石狩川水系材木川
2 廃川敷地等が生じた年月日	令和元年11月12日
3 廃川敷地等の位置	（左岸）石狩郡当別町若葉857番1地先、同674番18地先から同674番78地先まで、同55番14地先から同55番3地先まで、同55番3地先及び同1374番82地先から同1374番65地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 2,273.97㎡

北海道告示第753号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
堤の沢川（Ⅱ-13-0290）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
古平郡古平町大字沢江町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第754号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平群来町1（Ⅱ-1-105-658）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字群来町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第755号

平成30年北海道告示第721号（平成31年度、平成32年度及び平成33年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

令和元年11月12日

題名を次のように改める。

令和元年度、令和2年度及び令和3年度において競争入札に参加する者に必要な資格等第1の事項中「平成31年度、平成32年度及び平成33年度」を「令和元年度、令和2年度及び令和3年度」に、「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「同条第3号」を「同条第4号」に改める。

第3の1の(1)のイの事項中「平成33年12月28日（火）」を「令和3年12月28日（火）」に改める。

第4の1の事項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第4の2の事項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

北海道告示第756号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成30年北海道告示第721号に基づき道に申請して令和元年度、令和2年度及び令和3年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和元年度、令和2年度及び令和3年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、燃料類、被服・繊維皮革類、そ

		の他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでい

ること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(2) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器

(3) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

エ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有し

ていること。

(6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

(8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数20人以上であること。

ウ 申請をしようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(9) 林産物の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和3年12月28日（火）まで随時

注 資格を有することとされた者にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。

また、北海道のホームページ（アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.htm）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請（以下「物品の購入等の資格審査の申請」という。）を注書の方法により行う場合にあつては、申請書類の提出先は、出納局会計管理室調達課とする。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
物品の購入	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については出納局会計管理室調達課）
印刷物の製造		
印章の製造		
物品の賃貸借		
庁舎等清掃	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備		
庁舎等消防設備保守点検		
ボイラー等運転操作		
情報システムの開発	総合政策部情報統計局 情報政策課	総合政策部情報統計局 情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境局 道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

（注）物品の購入等の資格審査の申請及び情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、物品の購入等の資格審査の申請については出納局会計管理室調達課、情報システムの開発の資格審査の申請については総合政策部情報統計局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス <https://www.harp.lg.jp/>

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日から令和4年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和3年度に令和4年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第757号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借 一式（1台及び1月当たりの単価） 2台
- 2 落札を決定した日
令和元年10月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 北海道自動車リース株式会社
 - (2) 住所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号
- 4 落札金額
29,480円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年9月20日付け北海道告示第630号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第758号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車の購入 1台
- 2 落札を決定した日
令和元年10月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 北海道日産自動車株式会社
 - (2) 住所 札幌市東区北19条東1丁目2番20号
- 4 落札金額
2,288,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年9月20日付け北海道告示第629号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月12日

北海道胆振総合振興局長 花岡祐志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）（洞爺出張所）（1キログラム当たりの単価）
100,000キログラム
 - (2) 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）（日高地区）（1キログラム当たりの単価）
390,000キログラム
 - (3) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）（胆振地区）（1キログラム当たりの単価）
2,430,000キログラム
 - (4) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）（胆振地区）（1キログラム当たりの単価）
22,400キログラム
 - (5) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）（日高地区）（1キログラム当たりの単価）

- 価) 40,500キログラム
- (6) カルボン酸塩系(粒状凍結防止剤)(胆振地区)(1キログラム当たりの単価)
- 50,000キログラム
- (7) すべり止め材(砂・碎石 混合)(苫小牧出張所)(1キログラム当たりの単価)
- 860,000キログラム
- (8) すべり止め材(砂)(洞爺出張所)(1キログラム当たりの単価)
- 1,100,000キログラム
- (9) すべり止め材(砂)(門別出張所)(1キログラム当たりの単価) 10,000キログラム
- 2 落札を決定した日
令和元年10月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(3)
- ア 氏名 北日本産商株式会社
イ 住所 苫小牧市三光町5丁目24番20号
- (2) 1の(2)及び(7)
- ア 氏名 株式会社ゴードー
イ 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
- (3) 1の(4)及び(5)
- ア 氏名 ナラサキ産業株式会社
イ 住所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
- (4) 1の(6)
- ア 氏名 ソリトン・コム株式会社
イ 住所 札幌市中央区盤渓365番地
- (5) 1の(8)
- ア 氏名 道路工業株式会社
イ 住所 札幌市中央区南8条西15丁目2番1号
- (6) 1の(9)
- ア 氏名 さくら佐藤建設株式会社
イ 住所 新冠郡新冠町字中央町17番地の9
- 4 落札金額
- (1) 1の(1)及び(2) 23.90円
(2) 1の(3) 30.60円
(3) 1の(4)及び(5) 38.00円
(4) 1の(6) 225.00円
(5) 1の(7) 19.50円

- (6) 1の(8) 9.30円
(7) 1の(9) 89.50円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年9月6日付け北海道胆振総合振興局告示第10号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

北海道渡島総合振興局告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月12日

北海道渡島総合振興局長 佐々木 徹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
広幅複写機(渡島総合振興局西部森林室) 1台
- 2 落札を決定した日
令和元年10月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 有限会社松尾商店
(2) 住所 松前郡松前町字唐津97番地
- 4 落札金額
1,727,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年9月17日付け北海道渡島総合振興局告示第39号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局西部森林室管理課
(2) 所在地 松前郡松前町字朝日495番9号

北海道オホーツク総合振興局告示第78号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月12日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車の交換 1台
- 2 落札を決定した日
令和元年10月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 トヨタカローラ北見株式会社
(2) 住所 北見市西富町2丁目19番7号
- 4 落札金額
1,382,750円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年9月13日付け北海道オホーツク総合振興局告示第53号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

- ア 氏名 株式会社ときわ事務器
- イ 住所 小樽市稲穂4丁目15番6号
- (3) 1の(3)及び(4)
- ア 氏名 株式会社川端文化堂
- イ 住所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- 4 落札金額
(1) 1の(1) 6,187,500円
(2) 1の(2) 14,691,600円
(3) 1の(3)及び(4) 970,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年9月20日付け北海道教育庁後志教育局告示第17号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月12日

北海道教育庁後志教育局長 櫻井 康雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 後志管内道立学校校務用パソコンの購入（小樽地区：高等学校） 一式
(2) 後志管内道立学校校務用パソコンの購入（小樽地区：特別支援学校） 一式
(3) 後志管内道立学校校務用パソコンの購入（倶知安・岩内地区） 一式
(4) 後志管内道立学校校務用パソコンの購入（蘭越・寿都地区） 一式
- 2 落札を決定した日
令和元年10月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)
ア 氏名 株式会社つうけんアクティブ
イ 住所 札幌市中央区南20条西10丁目3番5号
(2) 1の(2)

北海道教育庁日高教育局告示第29号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年11月12日

北海道教育庁日高教育局長 波岸 克泰

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコンの購入 13台
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和元年10月24日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 有限会社ファーマシーでぐち
(2) 住所 日高郡新ひだか町三石本町168番地
- 4 随意契約に係る契約金額
2,273,700円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

道立近代美術館告示

北海道立近代美術館告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年11月12日

北海道立近代美術館長 立川 宏

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和元年11月12日に一般競争入札の公告を行う北海道立近代美術館電力需給契約及び三岸好太郎美術館電力需給契約
(2) 資 格 北海道立近代美術館電力需給契約及び北海道立三岸好太郎美術館電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績が1年以上あること。
(3) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者。
(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規程に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和元年11月12日（火）から同年12月6日（金）まで（月曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道立近代美術館のホームページ（<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/knb/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道立近代美術館総務企画部総務企画課
(2) 所 在 地 札幌市中央区北1条西17丁目
(3) 電 話 番 号 011-644-6881

北海道立近代美術館告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年11月12日

北海道立近代美術館長 立川 宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア(ア) 調達をする物品等の名称 北海道立近代美術館で使用する電力
a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
b 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価）
c 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価）

(イ) 数 量

- a 予定契約電力 367 kW
- b 年間予定電力使用量（平日） 837,000 kWh
- c 年間予定電力使用量（休日） 446,400 kWh

イ(ア) 調達をする物品等の名称 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力

- a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
- b 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価）
- c 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価）

(イ) 数 量

- a 予定契約電力 40 kW
- b 年間予定電力使用量（平日） 135,800 kWh
- c 年間予定電力使用量（休日） 69,800 kWh

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和2年6月1日から令和3年5月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道立近代美術館告示第6号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道立近代美術館

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北1条西17丁目 北海道立近代美術館2階映像室（送付による場合は、郵便番号 060-0001 札幌市中央区北1条西17丁目 北海道立近代美術館総務企画部総務企画課）
- (2) 入札日時 令和元年12月20日（金）午前10時（送付による場合は、同月19日（木）午後5時まで）に必着
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道立近代美術館のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/knb/nyuusatsujyouhou.htm>）に

おいてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）に記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道立近代美術館総務企画部総務企画課
イ 所 在 地 郵便番号 060-0001 札幌市中央区北1条西17丁目
ウ 電 話 番 号 011-644-6881

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hokkaido Museum of Modern Art and Migishi Kotaro Museum of Art, Hokkaido
 - a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 367 kW and 40 kW
 - b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 837,000 kWh and 135,800 kWh (Weekday) 446,400 kWh and 69,800 kWh (Weekend)
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 20, 2019 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 19, 2019)
- C Contact : The General Affairs and The Planning Division, Hokkaido Museum of Modern Art, Kita 1-jo Nishi 17-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-0001 Japan Phone: 011-644-6881

道 人 事 委 員 会 規 則

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月12日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則7-1388

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「、若しくはその職を失い」を削り、同条第2号中「退職し、又はその職を失った」を「退職の」に改める。

第29条の2第1項第1号中「、若しくはその職を失い」を削る。

附則第5項（見出しを含む。）中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月12日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則7-1389

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

第34条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(3) 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
